

2. 近隣との良好な関係が維持できるように

民泊に関連した苦情の中で「**ごみの問題**」が多く寄せられています。

ごみの問題として、「ごみの分別ができていない」「違う曜日に排出されている」「排出場所が違う」などがあげられています。事業者は、宿泊者に対して届出住宅の周辺地域に悪影響を及ぼさないようにしなければならない責務が課せられています。そのため、ごみの分別・排出には、事業者または住宅宿泊管理業者等が最後まで責任を持って、近隣との良好な関係を築いて、宿泊者にごみの分別や保管方法をしっかりと周知してください。

ごみの問題をおこさないために

- ① 種別ごとにゴミ箱を分けて用意しましょう。
- ② 宿泊者に分別がわかるような表記、イラストによる表示をしてください。
- ③ 宿泊施設内にごみの保管場所をわかりやすく明記してください。
- ④ ごみによる、汚水や悪臭が外部に漏れないように注意してください。

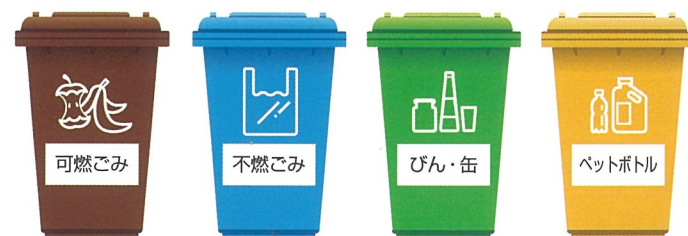


▶品川区における住宅宿泊事業の実施運営に関するガイドライン◀

「第6 事業者の業務に関する指導」から

宿泊者のごみによる届出住宅の周辺地域における生活環境への悪影響を防止するために、事業者は宿泊者に対し、区におけるごみの分別方法等に沿って、事業者の指定した方法により捨てるべきであること等を説明すること。

※宿泊者が分別できない場合は、事業者または住宅宿泊管理業者等が責任を持って分別して排出してください。



▶品川区住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例◀

第5条 宿泊者は、届出住宅を利用するに当たっては、届出住宅の周辺地域の区民の生活環境に悪影響を及ぼさないようにしなければならない。

第6条 住宅宿泊事業者は、住宅宿泊事業の実施に伴って生じた廃棄物について、品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例、その他関係法令に基づき、自らの責任において適正に処理しなければならない。

3. リサイクルで廃棄物の減量を

びん・缶・ペットボトル・新聞・雑誌は再生利用（リサイクル）可能な資源です。リサイクル品目は、ご契約される収集運搬業者によって異なります。詳しくは、ご契約の収集運搬業者まで直接お問い合わせください。また、品川区の収集を利用する場合は排出場所や資源の分け方が変わります。詳しくは品川区清掃事務所までお問い合わせいただくか、品川区のホームページ・チラシ等をご覧ください。資源化が可能なものは分別して「リサイクル」へのご協力を重ねてお願いいたします。

住宅宿泊事業

品川区清掃事務所から 民泊事業を 営む皆様へ



- 民泊事業を始めるにあたり、ごみはどう処理をすればいいの？
- 何に気を付けないといけないの？



民泊事業は分からないことばかり。
ごみの分け方・出し方等、分かりやすくご案内いたします。

民泊施設から出るごみは「**事業系廃棄物**」となり「家庭廃棄物（一般家庭の日常生活によって生じた廃棄物）」とは異なります。事業系廃棄物とは商店・飲食店・オフィス・工場・旅館・ホテルなどから事業活動に伴って発生したすべての廃棄物のことをいいます。また、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第三条」により「事業者は、その事業活動によって生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」とされ、その他「再生利用等によるごみ減量への努力」や「国及び地方公共団体の定める施策への協力」などを定めています。

民泊事業を運営する際には、「事業」であるということを認識して、事業者の皆さまにごみの排出方法を理解していただくとともに、近隣住民とのトラブルを防ぐためにも「ごみの排出方法」を宿泊者に周知していただき、ルールをしっかりと守っていくことが大切です。

近隣の皆さまの理解を得て、町会やマンションの管理組合などとも連携を取りながら円滑な事業運営の手助けになればと思います。

民泊から排出されるごみのお問い合わせ

品川区清掃事務所事業係
☎03-3490-7051

住宅宿泊事業に関するお問い合わせ

品川区保健所生活衛生課環境衛生担当
☎ 03-5742-9138

「家庭ごみ」と「事業系ごみ」の違い

「事業系ごみ」とはあまり聞いたことがない方も多いのではないのでしょうか？

「ごみ」は家庭生活で生じる「家庭廃棄物」と事業から生じる「事業系廃棄物」に区分されます。

さらに、事業系廃棄物は、「一般廃棄物」と「産業廃棄物」に区分されます。

民泊は、「宿泊場所を提供してお金をいただいている」事業なので皆さんは「事業者」となり、宿泊者が出したごみは全て「事業系ごみ」として扱われることになります。分別は家庭ごみと事業系ごみでは異なります。

1. 事業系ごみの収集について

① 許可業者にごみの収集を依頼する。

② 品川区にごみの収集を依頼する。

左記2通りのごみの処理方法があります。

① 一般廃棄物収集・運搬許可業者に依頼する場合

事業系ごみの収集は、原則的に廃棄物処理業許可業者契約で**有料にて処理をします**。

なお、「一般廃棄物」と「産業廃棄物」は、それぞれの許可を持つ業者が別々に収集します。処理方法が異なるため、両方の廃棄物を一緒に処理すると許可業者が罰せられます。

許可業者と収集運搬契約をする際は、区が収集する**資源ステーション等の集積所**を廃棄物の引渡場所にしないでください。

※許可業者の情報は、品川区のホームページ

(環境・まちづくり>ごみリサイクル>事業者の方向けの情報>事業系ごみを出される方へ>住宅宿泊事業(民泊)に関するごみの出し方)からご確認ください。

▶ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(第25条) ◀

基準に違反し、事業系ごみをみだりに不法投棄すると、
5年以下の懲役、若しくは1000万円以下の罰金又は併科に処せられます。
(法人もしくはその関係者は3億円以下の罰金)

分別は**家庭ごみ**と**事業系ごみ**では異なります。

事業系ごみの分別の仕方

種別	具体的な内容	区別
可燃ごみ	紙類、紙おむつ(汚物は取り除いてトイレへ)、衣類、わりばし、食べ物の残りがす等の生ごみ など	一般廃棄物
不燃ごみ	ビニール、プラスチック製品、ガラス、ゴム、金属類 など	産業廃棄物
びん	ワイン、焼酎、ジュース、ジャムのびん など	
缶	ビールやジュース、コーヒー、お茶の缶 など	
ペットボトル	ジュースやお茶のペットボトル など	

※リサイクル可能なものはリサイクルへ

② 品川区の収集を利用する場合

- 1日の平均ごみ排出量が40kg未満の事業者は、例外的に**有料ごみ処理券**を貼付することで品川区の収集を利用することができます。
- 品川区は燃やすごみ、陶器・ガラス・金属ごみは建物ごとの収集になっています。(資源はステーション回収を行っています。)

★ **有料ごみ処理券の貼付されていない事業系ごみは収集できません。**

※収集を開始するには必ず、品川区清掃事務所 事業係 ☎03-3490-7051 までご連絡ください。ご連絡のないごみに関しては、品川区で収集することは出来ません。



有料ごみ処理券の購入は
左記の看板のあるお店でお求めください。



有料ごみ処理券の種類

券類	用途
特	70㌔ 券 (1セット 5枚)
大	45㌔ 券 (1セット10枚)
中	20㌔ 券 (1セット10枚)
小	10㌔ 券 (1セット10枚)

- ★ 事業系有料ごみ処理券料金の情報は、品川区ホームページ(環境まちづくり>ごみ・リサイクル>有料ごみ処理券のご案内)からご確認ください。
- ★ 区内のお店、コンビニエンスストアなどで品川区の有料ごみ処理券を購入してください。
※他区の有料ごみ処理券は利用できません。



品川区のルールを厳守してください。

- ① 品川区の収集に出すときの分別方法は、家庭から出されるごみと同じです。
- ② 容量または袋の大きさに応じたごみ処理券を貼ってください。
- ③ ごみ処理券に事業者名を記入してください。
- ④ 燃やすごみ、陶器・ガラス・金属ごみ、資源等を正しく分別してください。
- ⑤ 収集当日の朝8時までに決められた場所に出してください。
(早朝収集地区は朝7時半までに出してください。)
- ⑥ 集合住宅で家庭ごみと同一の保管場所を使用する場合は、住宅管理者や住民に使用の了承を得た上で、家庭ごみと区分して保管してください。



※注意 住居の一室を貸す場合など

量や質に関わらず民泊事業に伴って排出されたごみは、事業系ごみです。
このため、少量である場合も家庭ごみとして排出することはできません。

住居が一緒になっている場合は、**事業系ごみ(有料)**と**家庭ごみ**は別にしてお出してください。



▶ 品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例(第37条) ◀

区の収集を利用する事業者は「事業系有料ごみ処理券」の貼付を義務付けています。